

滋賀県との安全協定案

資料3-1

	項目	滋賀県等 協定案	長浜市 協定案
第1条	関係諸法令の遵守	○	○
第2条	計画の報告	○	—
第3条	輸送計画の事前連絡	○	—
第4条	平常時における連絡	○	○
第5条	異常時における連絡	○	○
第6条	現地確認	○	—
第7条	損害の補償	○	○
第8条	原子力防災対策	○	○
第9条	公衆への広報	○	○
第10条	連絡の方法	○	○
第11条	連絡の発受信者	○	○
第12条	協定書の改定	○	○
第13条	疑義または定めのない事項	○	○

○滋賀県等 協定案

甲	発電所等	乙
滋賀県、長浜市、高島市	敦賀発電所	日本原電
滋賀県、長浜市、高島市	もんじゅ	原子力機構
	ふげん	
滋賀県、高島市	美浜発電所	関西電力
滋賀県、高島市	大飯発電所	関西電力

○長浜市 協定案

甲	発電所等	乙
長浜市	美浜発電所	関西電力

○高浜発電所については、

滋賀県と関西電力との「確認書」により、協定の「異常時における連絡」に相当する内容を定める。

滋賀県安全協定書比較表

滋賀県等 協定	長浜協定
<p>(関係諸法令の遵守) 第1条 乙は、発電所の増設及び保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(関係諸法令の遵守) 第1条 乙は、発電所の増設及び保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講ずるものとする。</p>
<p>(計画の報告) 第2条 乙は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲に報告するものとする。 2 第1項について、甲は、安全対策について意見があるときは、乙に対して意見を述べることができるものとする。</p>	
<p>(輸送計画の事前連絡) 第3条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡するものとする。</p>	
<p>(平常時における連絡) 第4条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。 (1)発電所の増設に係る建設工事の進捗状況 (2)発電所の保守運営状況(試運転を含む。) (3)環境放射能測定の実績報告</p>	<p>(平常時における連絡) 第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。 (1)発電所の増設に係る建設工事の進捗状況 (2)発電所の保守運営状況(試運転を含む。) (3)環境放射能測定の実績報告</p>
<p>(異常時における連絡) 第5条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡するものとする。 (1)非常事態が発生したとき。 (2)非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。 (4)計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。 (5)発電所に故障が発生したとき (6)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。 (7)放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8)放射線業務従事者またはそれ以外の者の被ばくが法令に定める線量当量限度をこえたとき。 (9)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。 (10)原子炉施設等において人の障害が発生したとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。 (12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p>	<p>(異常時における連絡) 第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡するものとする。 (1)非常事態が発生したとき。 (2)非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。 (4)計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。 (5)発電所に故障が発生したとき (6)発電所敷地内において火災事故が発生したとき。 (7)放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8)放射線業務従事者またはそれ以外の者の被ばくが法令に定める線量当量限度をこえたとき。 (9)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。 (10)原子炉施設等において人の障害が発生したとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。 (12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p>
<p>(現地確認) 第6条 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を発電所の現地確認をさせることができるものとする。 2 乙は前項の現地確認に協力するものとする。 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。 4 甲、乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。</p>	
<p>(損害の補償) 第7条 乙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償に当たるものとする。</p>	<p>(損害の補償) 第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償に当たるものとする。</p>

滋賀県安全協定書比較表

滋賀県等 協定	長浜協定
<p>(原子力防災対策) 第8条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施するものとする。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力するものとする。</p>	<p>(原子力防災対策) 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施するものとする。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力するものとする。</p>
<p>(公衆への広報) 第9条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡するものとする。</p>	<p>(公衆への広報) 第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡するものとする。</p>
<p>(連絡の方法) 第10条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 (1)第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2)第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</p>	<p>(連絡の方法) 第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 (1)第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2)第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3)その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。</p>
<p>(連絡の発受信者) 第11条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。</p>	<p>(連絡の発受信者) 第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。</p>
<p>(協定書の改定) 第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。</p>	<p>(協定書の改定) 第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。</p>
<p>(疑義または定めのない事項) 第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。</p>	<p>(疑義または定めのない事項) 第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。</p>

(仮称)滋賀県原子力安全対策連絡協議会の概要

1 目的

福井県内に立地する原子力発電所に関し、県民の安全・安心確保や琵琶湖をはじめとする環境保全に係る諸課題について関係者が協議する場の設置。

2 組織

滋賀県および県内市町における原子力防災担当部局の長をもって組織する。
→会長は、滋賀県防災危機管理監とすることを想定。

3 オブザーバー

原子力事業者や学識経験者(必要に応じて)などに、オブザーバーとしての参加を求める。

※会議の設置は、平成25年度を予定